

保有個人情報開示実施方法一覧

文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は9の項に該当するものを除く。）	イ 当該文書又は図画の閲覧（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、ロに規定するもの）
	ロ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの交付
	ハ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	ニ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。7の項ホにおいて同じ。）に複写したものの交付
2 マイクロフィルム	イ 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
	ロ 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
3 写真フィルム	イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
4 スライド（10の項に規定する場合におけるものを除く。）	イ 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ（10の項に規定する場合	イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

文書の種別	開示の実施の方法
におけるものを除く。)又は録音ディスク	ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。)に複写したものの交付
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴 ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
7 電磁的記録(5の項、6の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。)	次に掲げる方法であって、造幣局がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。8の項において同じ。)により行うことができるもの イ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴 ハ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。) ニ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付 ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
8 電磁的記録(7の項ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)	次に掲げる方法であって、造幣局がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの イ 7の項イからハマで掲げる方法 ロ 当該電磁的記録を幅1 2. 7ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ7 3 1. 5 2メートルのものに限る。)に複写したものの交付 ハ 当該電磁的記録を幅1 2. 7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。)に複写したものの交付 ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格1 5 7 5 7に適合するものに限る。)に複写したものの交付

文書の種別	開示の実施の方法
	ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付
9 映画フィルム	イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
	ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
10 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合	イ 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
	ロ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付